# 奈良市公報

号外第9号

平成 17年 5月 25日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 総 務 課 長 印刷所 株式会社 京阪工技社

	目		次		
	規		則		
奈良市都市公	· 園条例施行	規則の一	·部を改正	する規則	. 1
奈良市屋外区	告物条例施	行規則の	一部を改	7正する規則	
					2
奈良市職員の	)勤務時間、	休日、休	暇等に関	する規則の	,
一部を改正す	る規則				11
奈良市立保育	所設置条例	施行規則	の一部を	改正する規	
則					11
奈良市保育の	実施に関す	る条例施	行規則の	)一部を改正	•
奈良市立診療					
奈良市保健セ					
奈良市あん摩					
に関する法律					
奈良市狂犬病					
				+8 84	
奈良市国民健				.,,,,,,	
奈良市印鑑の 部を改正する					
奈良市認可地					
旅行規則の-					
奈良市都祁交					
奈良市針テラ					
奈良市温泉旅		.,			
奈良市月ヶ瀬	観光会館条	· 例施行規	則		40
なら奈良館祭	€例施行規則	の一部を	改正する	規則	40
奈良市中小企	業資金融資	規則の一	部を改正	する規則	41
奈良市農林漁	1.	館条例施	行規則		41
奈良市農産物	加工センタ	一条例施	行規則		41
奈良市伝統的	家屋交流施	設条例施	i行規則		41
奈良市広場等	利用施設及	び観光農	園管理施	設条例施行	
規則					42
奈良市県営土	地改良事業	分担金徵	似条例施	行規則の一	
部を改正する					
奈良市建築基	华法施行細	則の一部	を改正す	る規則	42
奈良市都市景	観条例施行	規則の一	·部を改正	する規則	42
奈良市開発許	F可の基準に	関する条	例施行規	則	43
奈良市消防職					
市長の同意を					
及び地方公営	合作業法第 :	39条第 2	項の規定	により市長	

	規	則		
則				6
	]障害者福祉法族	施行細則の一部	『を改正する	5規
則				5
奈良市身体	障害者福祉法族	色行細則の一部	『を改正する	る規
奈良市老人	、福祉法施行細則	削等の一部を改	対正する規則	則 59
	規則			
奈良市在宅	介護支援センク	ター運営事業実	€施規則の-	一部
				59
奈良市老人	、憩の家条例施行	<b>「規則の一部を</b>	と改正する	涀則
奈良市児童	福祉法施行細則	側の一部を改正	する規則	58
奈良市福祉	奨学金支給規則	川の一部を改正	する規則	58
奈良市都祁	<b>沼福祉センター</b> 第	<b>系例施行規則</b>		53
奈良市月ヶ	·瀬福祉センタ-	-条例施行規則	J	48
奈良市社会	福祉法施行細則	側の一部を改正	する規則	48
一部を改正	する規則			45
奈良市職員	の初任給、昇村	各、昇給等に関	する規則領	等の
奈良市職員	公舎管理規則(	D一部を改正す	「る規則 .	45
規則				45
奈良市非常	勤嘱託職員に関	₹する規則の-	部を改正す	する
改正する規	則			44
奈艮市電子	計算組織の管理	里運営に関する	5規則の一部	鉛を
<del></del>	+ 1 *** / = / + 1 - *** -			

1 奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をこ 3 こに公布する。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第8号

奈良市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市都市公園条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中 第5条第2項後段」を 第5条第1項 後段」に改める。

2 第3条中 第5条第2項」を 第5条第1項」に改める。 第4条中 第5条第2項」を 第5条第1項」に改め、 2 同条の次に次の2条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示場所等)

2 第4条の2 条例第10条の3第1項第1号及び第2項に 3 規定する規則で定める場所は、都市計画部街路公園課内 4 とする。

(保管した工作物等を売却する方法)

第4条の3 条例第10条の5の規定による保管した工作

物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することがある。

- 2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を都市計画部街路公園課内に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。
  - (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 競争入札の日時、場所その他執行に係る事項
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名 競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入 札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に規定する 事項をあらかじめ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

別記第7号様式中 公園施設設置(管理)工事完了届」 を 「公園施設設置(占用)工事完了届」に改め、 昭和」 を削り、 際良市長 様」を (あて先)奈良市長」に改め る。

別記第8号様式中 昭和」を削り、際良市長 様」を (あて先)奈良市長」に、現状回復」を 原状回復」に 改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 3月 17日掲示済)

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第9号

奈良市屋外広告物条例施行規則(平成 14年奈良市規則 第 42号)の一部を次のように改正する。

第 11条の 2 第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 条例第 28条第 1 項第 1 号に規定する試験に合格した者

第 14条及び第 15条を次のように改める。

(屋外広告業の登録申請)

- 第 14条 条例第 26条の 2 第 1 項に規定する登録申請書は、 屋外広告業登録申請書(別記第 11号様式)とする。
- 2 条例第 26条の 2 第 2 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記第 12号様式)
- (2) 個人である場合においては、住民票の写し
- (3) 法人である場合においては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 28条第 1項各号のいずれかに適合する者であることを証する 書類の写し
- (5) 略歴書(別記第12号様式の2)
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の登録申請書のうち条例第26条第3項の更新の登録に係るものは、登録の有効期間の満了の日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

- 第15条 条例第26条の6第1項の規定による届出は、屋 外広告業登録事項変更届出書(別記第13号様式)によ り行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応 じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
  - (1) 条例第 26条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 (変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登 記事項証明書
  - (2) 条例第 26条の2第1項第2号に掲げる事項の変更 (商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
  - (3) 条例第 26条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書
  - (4) 条例第 26条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 誓約書及び略歴書
  - (5) 条例第 26条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 前条第 2 項第 4 号の書類の写し
  - 第15条の次に次の3条を加える。

(屋外広告業の廃業の届出)

第15条の2 条例第26条の7第1項の規定による届出は、 屋外広告業廃業届出書(別記第14号様式)により行わ なければならない。

(屋外広告業の標識)

第 15条の 3 条例第 28条の 2 に規定する規則で定める標識は、奈良市屋外広告業者登録票(別記第 14号様式の 2)のとおりとする。

(帳簿)

- 第 15条の 4 条例第 28条の 3 に規定する帳簿は、別記第 14 号様式の 3 のとおりとする。
- 2 前項の帳簿に記載すべき事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下 磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 第1項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同

を

に

じ。) は、広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置 の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第1項の帳簿を各事業年度の末日を もって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当 該帳簿を保存しなければならない。

第 19条の見出しを (講習会修了者の認定)」に改め、同条中 第 28条第1項第4号」を 第 28条第1項第5号」に改める。

別記第1号様式、第2号様式及び第5号様式中

施	住	所	
者	氏	名	電話

改める。

別記第 10号様式中 第 24条第 1 項」の次に 吸び第 29 条の4第1項」を加える。

別記第 11号様式及び第 12号様式を次のように改める。

	関係)													
		屋	<b>國外広告</b>	業登錄	(表) 录申請書	(新規・	更新	)						
(あて先)奈良市	市長									年		月		日
		ŧ	請者	住氏電	名								Ер	
次のとおり屋気により申請します		绿(更新	の登録	: ) を受	をけたい(	ので、奈	良市	屋外区	5告物系	条例第 26	条の 2	第1	項の規	規定
商号、名称又	仏は氏名		個人の											
		1 法   〒	人	2 個	国人	生	年月	<u>日</u>	年	月	日			
住	所						電	話						
市内において営業を	を行う営業所	の名称及	び所在	地										
	を行う営業所	の名称及	び所在	地	営業	所の所在	E地				電	į	話	
		の名称及	び所在	地	営業	所の所在	E地				電	į	話	
	所の名称			地	営業	所の所在	E地				電	i	話	
営業所	所の名称 及び所属する			地	営業	所の所名	E地	台灣	<b>美所の</b> 名	<b></b>	電	i	話	
営業所業務主任者の氏名が	所の名称 及び所属する	営業所の		地	営業	所の所名	E地	営	<b>美所の</b> 名	<b>3</b>	電		話	
営業所業務主任者の氏名が	ひび所属する	営業所の		地				一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二			電		告業登	録 号

(裏)

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職

氏 名	役    職

営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所

氏	名			住 所
				₸
		_		
生年月日	年	月	日	電話

#### 他の地方公共団体における登録年月日及び登録番号

登録年月日	登録番号
年 月 日 	
	登録年月日 年 月 日

#### 注

- 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

#### 添付書類

- 1 誓約書
- 2 個人である場合においては、住民票の写し
- 3 法人である場合においては、登記事項証明書
- 4 登録申請者が選任した業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- 5 登録申請者(法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。)の略歴書
- 6 その他市長が必要と認める書類

56 1/5 % T. U.S. 1466 S. S. U.S. EUS	第	12号様式	(筆	14条	· 筆	[15条関係]
--------------------------------------	---	-------	----	-----	-----	---------

誓約 書

登録申請者並びにその役員及び法定代理人は、奈良市屋外広告物条例第26条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 住 所 氏 名

名

別記第 12号様式の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式の2(第14条・第15条関係)

略 歴 書 (本 人・法人の役員・法定代理人)

	Ι_							
	<b> </b>							
現住所								
				電話				
	I							
商品	名称又は氏名							
10 2								
	T				生年月日	年		日
	期間							
	自 年月日		職 務	内容又は	業務内容			
略	至年月日							
歴								
	年 月 日		曾	罰 の	内 容			
賞			<b>A</b>	H3 02	13 H			
罰								
上記のとる	おり相違ありません。 <i>-</i>	_						
	年	月 日						
			氏名				ЕР	
			ハコ				Pile	

注 「本人・法人の役員・法定代理人」については、該当のところを で囲んでください。

別記第	13号	様式及	び第	14号様式を次	マのようにネ	攻める

第13号様式(第15条関係)

#### 屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

氏 名

EП

電話

屋外広告業について次の事項を変更したので、奈良市屋外広告物条例第26条の6第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	奈良市	5屋外広告業登録	第	号		
登 録 年 月 日		年 月	日			
商号、名称又は氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人		生年月日	年	月	日
住 所	₹		電話			
変更に係る事項	変 更 前	変更	後	変更	年月日	

注 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。 添付書類(変更に係る事項を証する書類に限ります。)

- 1 誓約書
- 2 個人である場合においては、住民票の写し
- 3 法人である場合においては、登記事項証明書
- 4 登録申請者が選任した業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに適合する者であることを証する書類の写し
- 5 登録申請者(法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。)の略歴書
- 6 その他市長が必要と認める書類

第14号様式(第15条の2関係)

屋外広告業廃業届出書

年 月 日

ΕD

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

氏 名

電話

屋外広告業を廃業したので、奈良市屋外広告物条例第26条の7第1項の規定により届け出ます。

登録番号	奈良市屋外広告業登録 第     号
登録年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人 生年月日 年 月 日
住 所	電話
届出の理由	1 死 亡 2 合併による消滅 3 破 産 4 解 散 5 廃 止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本 人

注 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

3/1/	13 2										(小唯)
							数量		ш	E	
				電話					町		
									<b>#</b>		
							世 類				
関係)			IF	-			名称又は種類				
第1年様式の3(第1条の4関係)		注文者の名称又は氏名		注文者の住所	広告物の表示又はこれを提出する物件の語の第二語の		広 告物 の表示 又は これを掲出する物件		該当表示又は設置の年月日	請負金	
		<u> </u>	<u> </u>		お センチ	⊪ ✓—	   	ч	_	<b>→</b>	
を加える。		・チメートル以上	外広告業者登録票			奈良市屋外広告業登録 第	年 月 日				
別記第1年様式の次に次の2様式を加える。	ま1年体丸の2(ま1条の3関係)	- 40センチ	茶良市屋	商号、名称又は氏名	法人である場合の代表者の氏名	受	路 条 年 月 日	二 業 所 名	この営業所に置かれている 業務主任者の氏名		

別記第19号様式中 第28条第1項第4号」を 第28条第1項第5号」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 17日掲示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 10号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。 第21条第1項中 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を ちらかじめ」に改める。

第22条第2項に次のただし書を加える。

21 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の 日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就 学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育 する職員が、これらの子の養育のため勤務しないこと が相当であると認められるとき ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

別表第2の第9号中 妊娠中」の次に 又は出産後1年以内」を加え、「1回と」を「1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)と」に改め、同表の第15号中 職員の」を 職員が」に、「)が出産する場合で、職員が妻」を 第21号において同じ。)」に改め、「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を場合」に改め、「3日」の次に 【再任用短時間勤務職員にあっては、24時間)」を加え、同表の第20号中「5日」の次に 【再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)」を加え、同表中第21号を第22号とし、第20号の次に次のように加える。

当該期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 11号

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する 規則

奈良市立保育所設置条例施行規則(昭和 62年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(保育時間及び休所日)

- 第3条 保育所の保育時間及び休所日は、次のとおりとする。
  - (1) 保育時間は、1日8時間とする。ただし、児童の保

護者の労働時間、家庭状況等により必要に応じて変更することがある。

- (2) 休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要 と認めるときは、臨時にこれを変更することがある。
  - ア 日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号) に規定する休日
  - ウ 12月 29日から翌年1月3日まで 附 則
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 12号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則(昭和 62年奈 良市規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村の編入に伴う経過措置)

3 平成 17年度から平成 21年度までの間における月ヶ瀬 保育園の保育料(別表に規定する D₁から D₀までの階層 区分に該当する世帯に属する児童に係るものに限る。) の額は、別表備考以外の部分の規定にかかわらず、次の 表の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の中欄に掲げる 年度においては、同表の右欄に掲げる額とする。

	<i>T</i> . E		保育料月額(円)	
階層区分	年 度	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
	平成 17年度	12,100	7,100	7,100
	平成 18年度	12,100	7,100	7,100
D <sub>1</sub>	平成 19年度	12,100	7,500	7,500
	平成 20年度	12,100	7,900	7,900
	平成 21年度	12,100	8,300	8,300
	平成 17年度	19,600	7,100	7,100
	平成 18年度	19,600	7,100	7,100
D 2	平成 19年度	19,600	9,200	9,200
	平成 20年度	19,700	11,300	11,300
	平成 21年度	19,800	13,400	13,400
	平成 17年度	26,600	7,100	7,100
	平成 18年度	26,600	7,100	7,100
<b>D</b> <sub>3</sub>	平成 19年度	27,100	9,700	9,700
	平成 20年度	27,600	12,300	12,300
	平成 21年度	28,100	14,900	14,900
	平成 17年度	26,600	7,100	7,100
	平成 18年度	26,600	7,100	7,100
D 4	平成 19年度	29,600	10,300	10,300
	平成 20年度	32,600	13,500	13,500
	平成 21年度	35,600	16,700	16,700
	平成 17年度	34,600	7,100	7,100
	平成 18年度	34,600	7,100	7,100
<b>D</b> 5	平成 19年度	37,800	11,400	10,800
	平成 20年度	41,000	15,700	14,500
	平成 21年度	44,200	20,000	18,200
	平成 17年度	44,600	7,100	7,100
	平成 18年度	44,600	7,100	7,100
D 6	平成 19年度	44,800	11,900	11,400
	平成 20年度	46,700	16,700	15,700
	平成 21年度	50,900	21,500	20,000

							様式を次( 関係)	のよう	に改	女める	3.													
										保	育所	f 入 f	f申证	書										
	( <i>ā</i>	万て先	; ) 奈	良市	Ę			保護	者	E	£	所 名 番号							年			月	Ē	日
	入月	听 希	望	フリ	ガナ									生	年	月	日		性	別	1	備		考
	児		童	氏	名									年	Ē	月		日	男	・女				
	λ .		ĖΒ									(希	望理	由)					1					
		所希 育所										(希												
				<u> </u>	< +⊟	_	<b>7</b> #0 88			,		(希		由)									<b>+</b> -=	
	保育	負の	実 肔	· 준 취	皇	9	る期間公	親			¥ ``		月		日か	5		年	親		   <del>  </del>		まで	
		育の				3 5 7 9 10 11	外ア就内疾同不求そが、内職病者で中他	イト・ 定 の介護	パー	4	学	営 生 がい )			3 5 7 9 11	ア就内出障	ル職が存職が内職産い在中		-	4 6 8	自学疾同居	生	注護	
	入 所		氏			:	名	続柄	生	年月	日	職	業	100	勤務	もの:	名称		所	在	地	ļ	電	話
	邢希望児童の家庭状況────							母																
	淣┢																	+						
F	生現化	活生所	保に住	護いかる	の		大 況 なつた			なし	1 • 5	受け	てい F			前住	年 :所		ļ	]		日開	始)	
t	児 童		保育					一 / 1	<u>н</u>			<u> </u>	,	,				いる。						
	童の状況	2		現在			くいない	呆護者	が傷	解育し	して	いる。	•		,	- I - I 5	:17		)					
_																								

受機式(第3条関係) 日し込みのありました保育所 日 童 名 民育所名	様への入所につい			若します。	年	月市長	
B 童 名			のとおり承記	若します。			
B 童 名			のとおり承記	若します。	奈良	市長	E
B 童 名		1ては、次		若します。	奈良	市長	E
B 童 名	への入所につい	ハては、次		若します。	奈良	市長	E
B 童 名	への入所につい	1ては、次		若します。			
育所名			生年	月日	年	月	E
			決定年	月日	年	月	E
民 育 料 別途保育料	決定通知書で追	通知します.	·	,			
图 容	入 所		階	層			
医施期間	年	月 日	から	年 月	日 まで	\$	
i考 1 保護者の職業、家庭の さい。 2 保育所を退所されると 3 保育の実施期間中であ ます。	きは、必ず1筐	節月前まで	に申し出てく	ください。			

別記第5号様式を 5号様式(第7条	次のように改める。 関係)				
			年	月	E
	保育料決定(3	变更)通知書			
	様		奈良市長	<b>\bar{z}</b>	Ер
年度の保	育料について、次のとおり決定したので -	通知します。			
児童名		生年月日	年	月	B
保育所名		決定年月日	年	月	日
実 施 期 間	年 月 日	から 年	月 日 まで		
内容	19	呆 育 米	4		
4月分		10月分			
5 月分		11月分			
6 月分		12月分			
7月分		1 月分			
8月分		2 月分			
9 月分		3月分			

(注)裏面の保育料についてお知らせを必ずお読みください。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 13号

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則 奈良市立診療所処務規則(昭和 43年奈良市規則第 41号) の一部を次のように改正する。

を 別表のとおり」に改め、同条第2項第1号中 吐曜日」 の次に 【 奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所に あつては土曜日を除き、奈良市立都祁診療所にあつては毎 月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。)」を加える。

第4条中 際良市立奈良診療所」の次に「、奈良市立月 ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表(第3条関係)

診療所名	診療時間
奈良市立	午前8時30分から午後5時15分まで
奈良診療	
所	
奈良市立	(1) 月曜日 午前9時から午後4時まで
柳生診療	(2) 火曜日から木曜日まで 午前9時30分
所	から午後4時まで
	(3) 金曜日 午前9時30分から午後3時ま
	で
	(4) 土曜日 午前9時30分から正午まで
奈良市立	(1) 月曜日、水曜日及び金曜日 午前9時
田原診療	30分から午後3時まで
所	(2) 火曜日 午前9時30分から正午まで
	(3) 木曜日 午前9時30分から午後3時ま
	で及び午後4時から午後7時まで
	(4) 土曜日 午前9時30分から正午まで
奈良市立	午前9時から正午まで及び午後1時30分か
月ヶ瀬診	ら午後4時まで
療所	
奈良市立	午前9時から正午まで並びに月曜日、水曜
都祁診療	日及び金曜日の午後5時から午後7時まで
所	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 14号

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する

奈良市保健センター条例施行規則(昭和 55年奈良市規 則第 12号)の一部を次のように改正する。

第2条中 除良市保健センター(以下 センター」とい う。)」を センター」に、できる」を ある」に改める。 第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次 に次の1条を加える。

(都祁保健センターの事業の実施場所)

ンターのほか、奈良市月ヶ瀬福祉センターにおいても実 施するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に 関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 15号

奈良市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師 等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則 (奈良市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等 に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 奈良市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして 【施行 期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現にあん摩マツサー ジ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則 (昭和 33年5月奈良県規則第31号)の規定により交付 されている施術所開設届出済証、出張業務開始届出済 証及び滞在業務開始届出済証並びに現に同規則の規定 により行われているこれらの届出済証の書換え及び再 交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び 執行することとなる事務に係るものは、同日以後にお いては、この規則の規定により交付された届出済証並 びにこの規則の規定により行われた届出済証の書換え 及び再交付の申請とみなす。

(奈良市柔道整復師法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市柔道整復師法施行細則(平成14年奈良市 規則第 16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行 期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に柔道整復師法施行細則(昭和 45年 12月奈良県規則第 74号)の規定により交付されている柔道整復師施術所開設届出済証及び現に同規則の規定により行われている当該届出済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された届出済証及びこの規則の規定により行われた届出済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市薬事法施行細則の一部改正)

第3条 奈良市薬事法施行細則(平成14年奈良市規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に薬事法施行細則(平成12年12月奈良県規則第32号)の規定により行われている一般販売業管理者兼務許可及び特例販売業の許可の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により行われた一般販売業管理者兼務許可及び特例販売業の許可の申請とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 16号

奈良市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(奈良市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第1条 奈良市狂犬病予防法施行細則(平成14年奈良市 規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村長又は都祁村長に対して行っている犬の登録申請、狂犬病 予防注射済票の再交付申請その他の行為は、当該編入 の日以後においては、この規則の規定により市長に対 して行った犬の登録申請、狂犬病予防注射済票の再交 付申請その他の行為とみなす。

(奈良市美容師法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市美容師法施行細則(平成14年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に美容師法施行細則(平成10年3月奈良県規則第29号)の規定により交付されている美容所検査確認済証及び現に同規則の規定により行われている当該確認済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された確認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市理容師法施行細則の一部改正)

第3条 奈良市理容師法施行細則(平成14年奈良市規則 第23号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に理容師法施行細則(平成10年3月奈良県規則第28号)の規定により交付されている理容所検査確認済証及び現に同規則の規定により行われている当該確認済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された確認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の再交付の申請とみなす。

(奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第4条 奈良市クリーニング業法施行細則(平成 14年奈 良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現にクリーニング 業法施行細則(平成 13年 10月奈良県規則第 26号)の 規定により交付されているクリーニング所検査確認済 証及び現に同規則の規定により行われている当該確認 済証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理 し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日 以後においては、この規則の規定により交付された確 認済証及びこの規則の規定により行われた確認済証の 再交付の申請とみなす。

(奈良市温泉法施行細則の一部改正)

第5条 奈良市温泉法施行細則(平成14年奈良市規則第62号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に温泉法施行細則(平成14年3月奈良県規則第81号)の規定により交付されている温泉利用許可証及び現に同規則の規定により行われている温泉利用許可の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務

に係るものは、同日以後においては、この規則の規定 により交付された許可証及びこの規則の規定により行 われた温泉利用許可の申請とみなす。

(奈良市食品衛生法施行細則の一部改正)

第6条 奈良市食品衛生法施行細則(平成 14年奈良市規 則第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に奈良県食品衛生法施行細則(昭和50年4月奈良県規則第1号)の規定により交付されている営業許可証並びに現に同規則の規定により行われている営業許可の申請及び営業許可証の再交付の申請で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により交付された営業許可証並びにこの規則の規定により行われた営業許可の申請及び営業許可証の再交付の申請とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 17号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則 奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

支給予定日		年 月	日						課 出張所 行政セ	
被保険者証 記号 番号	奈 1			・ 母子手帳	ŧ	戸籍簿照合に。 住民票により		認	1	確認者
			出	産育児一田	寺金支給申	請書				
金額			円							
出生児	出生出生出生	.氏名	年	月	日	種 別		1 出 2 死		\ <b>T</b>
関係事項	生母氏	· ·名				資格取得年				週
171101-77	1300	, ш				SCH-MIN I		_		_
振替先金融	機関	 支店・	出張所名	預	 金の種別		年 <del>}</del>	月 口座名	義人(甲	日申請者
		本	店 支 店 出張所	2	普 通 当 座 その他			フリガ	ナ	
上記のと	おり申請	します。	月	日	申請者 ( 世 住 氏	所			Ер	
(あて先	:)奈良	。市 長				電話				
事務処理欄										

支給予定日		年 月	日				課 出張所 行政センタ
被保険者証記号 番号	奈 1			埋火葬許可書 死亡診断書	・戸籍簿照合に・住民票により		確認者
金額				祭 費 支 給 申 記	請書		
	死亡年	■月日	年	月 日	葬儀執行年	月日 年	月
死 亡 者	死亡者	氏名			性別		請者の続柄 れた方からみて
関係事項					男・女		
振替先金融	機関			預金の種別 1 普 通 2 当 座 3 その他	口座番号		名義人(申請者 ガナ
上記のと	おり申請	うします。 年	月	信	葬儀執行人) 主 所 € 名		<b>ED</b>
(あて先	)奈 良	表 市 長			電話		
事務処理欄							

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 18号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和 55年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 出張所に」を 出張所及び行政センター に」に改める。

別記第3号様式中 までに市民課、(西部・東部・北部) 出張所へ」を までに へ」に改める。

別記第 10号様式中 特参して、市民課・出張所へ」を 特参して、 へ」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施 行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 19号

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条 例施行規則の一部を改正する規則

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施 行規則(平成5年奈良市規則第42号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項中 「市役所本庁」の次に (月ヶ瀬行政センター又は都祁行政センターの所管区域内の団体については、当該団体の所在地を所管する行政センター)」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市都祁交流センター条例施行規則をここに公布する。 平成 17年3月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 20号

奈良市都祁交流センター条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市都祁交流センター条例(平成 17年奈良市条例第40号。以下 条例」という。)の施行 について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、4月1日から9月30日までの間にあっては、使用者の申出により午後10時まで延長することがある。
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、開館時間を変更することがある。 (休館日)
- 第3条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下 国民の祝日」という。)に当るときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日)
  - (2) **第2** · **第4** 火曜日
  - (3) 国民の祝日
  - (4) 12月 28日から翌年1月4日まで
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若 しくは開館することがある。

(使用の承認等の申請)

- 第4条 条例第5条第1項の規定により交流センターの使用の承認を受けようとする者は、奈良市都祁交流センター使用承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用者は、承認を受けた事項(使用内容及び附属設備の事項に限る)を変更しようとする場合は、奈良市都祁交流センター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
  - (1) 多目的ホール、多目的イベント広場を使用する場合 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下 使用日」という。)の属する月の初日前6箇月に当たる日から 使用日前10日に当たる日までの間
  - (2) 前号に掲げる施設以外の施設を使用する場合 使用日の属する月の初日前3箇月に当たる日から使 用日の前日までの間。ただし、前号の施設と併せて使 用する場合は、同号の期間

(使用承認書の交付等)

- 第5条 市長は、交流センターの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市都祁交流センター使用承認書(別記第3号様式。以下 承認書」という。)又は奈良市都祁交流センター使用変更承認書(別記第4号様式。以下 変更承認書」という。)を交付するものとする。
- 2 使用者は、交流センターの使用に当たっては、承認書 及び変更承認書(変更承認書の交付を受けた者に限る。 以下同じ。)を携帯し、係員の要求があったときは、直 ちに提示しなければならない。

(使用期間)

- 第6条 条例別表に規定する施設及び別表に規定する附属 設備(以下 施設等」という。)の使用期間は、引き続 き3日を超えることはできない。ただし、市長が必要と 認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の使用期間の算定に当たっては、休館日を含まな いものとする。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない理由により、承認に係る 使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、 あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の取消し)

第8条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合 は、奈良市都祁交流センター使用取消届(別記第5号様 式。以下 使用取消届」という。) に承認書及び変更承 認書を添えて市長に提出しなければならない。

(附属設備の使用料)

- 第9条 条例別表の2の規定による規則で定める附属設備 について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。 (使用料の納付)
- 第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納 付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使 用料を追加納付する場合も、また、同様とする。
- 2 第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて施 設等を使用する場合の使用料は、その使用が終わる時ま でに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第1条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けよう とする者は、奈良市都祁交流センター使用料減免申請書 (別記第6号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市 長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定し た場合は、奈良市都祁交流センター使用料減免決定通知 書(別記第7号様式)を交付するものとする。

(使用料の還付)

- 第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付す る場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 条例第6条第1項第3号及び第4号に該当し、使用 することができなくなった場合 100分の 100
  - (2) 多目的ホール又は多目的イベント広場の使用料につ いては、使用者から使用日前30日までに使用取消届 があった場合 100分の 50
  - (3) 前号に掲げる施設以外の施設の使用料については、 使用者から使用日前3日までに使用取消届があった場 合 100分の50
  - (4) 附属設備の使用料については、使用者から条例別表 に規定する施設の使用日前3日までに各施設の使用取 消届があった場合 100分の 100
- 2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈 良市都祁交流センター使用料還付申請書(別記第8号様 式)に承認書、変更承認書及び領収書を添えて市長に提 出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定し た場合は、奈良市都祁交流センター使用料還付決定通知 書(別記第9号様式)を交付するものとする。 (補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管 理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第6条・第9条関係)

区分	附属設備の名称	単	位	1日当たりの使用料 (単位・円)
舞台設備	折りたたみ机 椅子 金びょうぶ 反響板 ピアノ 平台(コマ有り) 平台(コマなし) 箱馬	1 1 1 1 1 1 1	台脚双台台台台台	100 50 1,000 200 5,000 200 100 50
音響・映像設	マイク(ただし、会議等 2 本までは無料) ビデオプロジェクター ( L D・ビデオ・ 16m映写機・スライド) カセットデッキ・C D デッキ ビデオデッキ(生活実習室・大広間) 移動放送設備 カラオケ	1 1 1 1 1	本式 坛台坛坛	200 2,000 500 500 500 2,000

備	O H P スクリーン A Vルーム(ビデオカセットダビング)	1 1 1	台台本	500 500 500
照 明 設 備	地明かり(作業灯) サスペンションライト スポットライト ホリゾントライト(バックスクリーン) ピンスポット	1 1 1 1	<b> </b>	無 料 500 500 500 500
その他	茶道具	1	式	1,000

## 備考

- 1 照明設備・マイクの使用料は、午前(9:00~12:00)午後(13:00~17:00)又は夜間(18:00~21:00) の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 この表の使用料には、カラーフィルター、カセットテープ等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費は含まない。

第1号様式(第4条関係)  奈良市都祁交流センター使用承認申請書  受付第 号 年月日 (あて先)奈良市長  使用者 住所 団体名 氏名又は代表者名 電話 () 使用責任者  次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。	号外第 9 号	亦		7 7	ŦIX		( 水	〈曜日)	
世界 (あて先) 奈良市長  (使用者 住所	別記 第1号様式(第4条関係)								
(あて先) 奈良市長  使用者 住所 団体名 氏名又は代表者名 電話 ( ) 使用責任者  次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。    使用 日 的		奈良市都祁	ぶ で流セン∵	ター使用承	:認申請	書			
(あて先) 奈良市長  使用者 住所 団体名 氏名又は代表者名 電話 ( ) 使用責任者  次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。    使用 日 的									
団体名   氏名又は代表者名   電話 ( )     使用責任者	(あて先)奈良市長								
氏名又は代表書名 電話 ( ) 使用責任者   次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。   人場 予 定 人員 人		使用者							
電話 ( ) 使用責任者   次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用承認を受けたいので申請します。   使用目的									
使用責任者									
次のとおり、奈良市都将交流センターの使用承認を受けたいので申請します。           使用目的         人場予定人員 人 生催者人員 人 生催者人員 人 生催者人員 人 性 有 人 員 所以使用 区分( = 本番 = 準備) 施設使用料 (円)           使用日 使用施設 中前 年後 夜間 開場 開演 終演 (円)           年月日         年月日           年月日         原設使用料(A)           日申請内容 普通使用 減免使用 施設使用料(B)         所属設備使用料(B)           入場方法 招待券 その他( ) 合計(A)+(B)         合計(A)+(B)           入場料等 徴収の有無 承収の有無 承認条件         教収する。( 円)           注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。         承認番号 第 号 年 月 日						)			
使用目的       人場予定人員       人         使用内容       主催者人員       人         使用日母       使用区分(=本番=準備)       施設使用料         年月日       日       日       日       施設使用料       (円)         年月日       日			区用貝口	.TE					—
使用内容     出演予定人員 人 主催者人員 人	次のとおり、奈良市都社	『交流センターの使用』	承認を受け	たいので	申請しま	ます。			
使用内容     上催者人員     人機用区分(=本番=準備)     施設使用料(円)       年月日     年月日     年月日     年月日     年月日     施設使用料(A)       年月日     中請內容     普通使用減免使用 施設使用料(A)       中請內容     普通使用減免使用減免使用 施設使用料(A)       大場方法     指定席自由席 整理券 招待券 その他()     内属設備使用料(B)       大場 料等 徴収の有無 承認条件     微収する。( 円)       注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出して ください。     承認番号 第 号 年月日	使 用 目 的					入場予定	已人員		人
使用日       使用区分(=本番 =準備)       施設使用料         作前午後 夜間 開場 開演 終演 (円)         年月日       年月日         年月日       中請內容 普通使用 減免使用 施設使用料(A)         中請內容 普通使用 減免使用 施設使用料(A)         上海事項       注意事項       イ 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。     まる場合は、附属設備使用明細書を提出してください。  「表認番号第号等局」号       年月日日          主意事項       1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。	(古 田 内 交								
(使用 日 使用 施 設 午前 午後 夜間 開場 開演 終演 (円)       年月日       年月日       年月日       年月日       申請内容       普通使用 減免使用       施設使用料(A)       日       指定席 自由席 整理券 招待券 その他()       合計(A)+(B)       入場料等 徴収の有無 承認条件       特記事項       注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。         承認番号第 号 年月日	区								
年月日       毎月日         年月日       年月日         年月日       申請内容       普通使用 減免使用 施設使用料(A)         財産席自由席整理券 招待券 その他()       所属設備使用料(B)         入場料等 徴収の有無 徴収しない。 徴収する。( 円)         承認条件       注意事項         1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。	使 用 日	使 用 施 設						1	
年月日       年月日       施設使用料(A)         申請內容       普通使用 減免使用 施設使用料(A)         上途の方法       指定席 自由席 整理券 招待券 その他( )       所属設備使用料(B)         合計(A)+(B)         入場料等 徴収しない。       徴収する。( 円)         承認条件         注意事項       注意事項         1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。	年 月 日								,
年月日       年月日       施設使用料(A)         申請內容       普通使用 減免使用 施設使用料(A)         上途の方法       指定席 自由席 整理券 招待券 その他( )       所属設備使用料(B)         合計(A)+(B)         入場料等 徴収しない。       徴収する。( 円)         承認条件         注意事項       注意事項         1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。	年月日							_	
年月日       申請内容       普通使用 減免使用 施設使用料(A)         財場設備使用料(B)       合計(A)+(B)         入場料等微収の有無       微収しない。       微収する。(円)         承認条件       注意事項         注意事項       水認番号第号         日日       (ださい。									
年月日       前妻便用 減免使用 施設使用料(A)         申請内容       指定席 自由席 整理券 附属設備使用料(B)         入場方法       招待券 その他()         合計(A)+(B)         入場料等 徴収の有無       徴収する。(円)         承認条件       特記事項         1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。       承認番号第 号 年 月 日	年 月 日							-	
申請内容       普通使用       減免使用       施設使用料(A)         人場方法       指定席 自由席 整理券 招待券 その他() 合計(A)+(B)         入場料等 徴収の有無       徴収しない。       徴収する。(円)         承認条件       特記事項         注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。       承認番号第 号 日 日	年 月 日							_	
指定席 自由席 整理券 附属設備使用料(B)	年 月 日							_	
入場方法       招待券 その他( )       合計(A)+(B)         入場料等 徴収の有無       徴収する。( 円)         承認条件       特記事項         注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。       承認番号第 号 日 日 日	申請内容	普通使用 減	 免使用	施訓	设使用	料(A)			
招待券 その他( ) 合計(A)+(B)  入 場 料 等 徴収の有無		指定席 自由席	整理券	<b>■</b>	<b>属設備</b> (	使用料(B)			
徴収の有無     徴収しない。     徴収する。( 円)       承認条件     特記事項       注意事項     年月日       1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。	人場方法	招待券 その他	( )	合言	†(A	) + ( B )			
承認条件         特記事項         注意事項         1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。             承認番号第         年月日		 徴収しない。		徴収る	する。	(	F	9)	
特 記 事 項  注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出して ください。  承認番号 第 号 年 月 日									
注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出して ください。  承認番号 第 号 年 月 日	特記事項								
注意事項 1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出して ください。	10 HD 7 75					承認悉是	 筆		
1 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出して						<b>小</b> 咖田 与			
		5場合は、附属設備使用	月明細書を	提出して					
		易合は、特記事項欄に記	記入してく	ださい。					

第2号様式(第4条関係)										
	奈良市都祁	交流センター	·使用変更承	認申詞	請書					
							受(	寸 第		号
(あて先)奈良市長								É	₣ 月	日
	使用者	住 所 団体名								
		氏名又は何 電 話 使用責任者	(	)						
)				4- + <del>1</del>						
次のとおり、奈良市都	『祁交流センターの使用 -	変更承認を第	受けたいので		します	· .				
変 更 理 由										
世 一変更事項 一										
使用承認の年月 日及び承認番号		年	月	E		第			号	
その他必要な事項										
承認条件										
注意事項					承認	番号	第			号
1 使用変更の承認は 2 太線内のみ記入し	、使用内容及び附属設 ってください。	備の事項に降	限ります。				年		月	日
3 使用承認書を添付	してください。									

第3号様式(第5条、第8条、第10条、第11条、第12条関係)

#### 奈良市都祁交流センター使用承認書

使用者 住 所

団体名

氏名又は代表者名

様

電 話 ( )

使用責任者

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用を承認します。

奈良市長

ED

使 用 目 的			入場予算	定人 員	人
			── 出演予♬	定人員	人
使 用 内 容			主催者	人員	人
使用日	使用施設	使用区分(	= 本番 = 準	備)	施設使用料
	使用 ル 設	午前 午後 夜間 開	場開演	終演	(円)
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
申請内容	普通使用 減	免使用 施設	使用料(A)		
入場方法	指定席 自由席	整理券   附属	設備使用料(B)		
八场刀伍	招待券 その他	( ) 合計	(A)+(B)		
入場料等 徴収の有無	徴収しない。	徴収す	る。(	F	3)
承 認 条 件					
特 記 事 項					
			承認番号	第	号

#### 注意事項

1 この承認書は、当日施設を使用する前に必ず受付に提示してください。

- 2 虚偽の申請等があった場合は、使用承認を取り消すことがあります。
- 3 使用に際しては、奈良市都祁交流センター条例及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従ってください。

年

月

日

第4号様式(第5	条、第8	条、第1条、第1条	(関係)					
		奈良市	都祁交流t	zンター使用変	更承認	書		
<b>ፖ</b> መ <b>ታ</b> ቱነገ 3	今 京 市 割	3祁交流センターの使	使用者	住 所 団体名 氏名又は代表 電 話 使用責任者	(	)		 様
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ון נויצו אן		(/i)& <u>V</u> &	奈良市	長			ED
変更理	曲							
変更事	項							
使用承認の 日及び承認			年	月	F	ヨ ・ 第	号	
その他必要な	事項							
承認条	件							
ください。		石施設を使用する前 うった場合は、使用剤			)ます。	承認番号 第		日

<b> </b>												
奈良	良市都	祁交	流センタ	<b>∀</b> —1	吏用取;	肖届						
				•				<del></del>	4	<b>77</b>		
								文	1叮	第 年	月	号 日
(あて先)奈良市長	<b>+</b> ~	<i>1</i> .										
使用	者	任 団体										
			3又は代	表者	名							
		電	話		(	)						
次のとおり、奈良市都祁交流センターの	使用を	E取り	り消した	いの	で届出	します。						
使用承認の年月日及び承認番号			年		月	]	日	•	第			号
使用取消しの理由												
K /11 4X /13 0 0 2 H												
注意事項 使用承認書及び使用変更承認書を添付し	アノキ	2 <b>+</b> 1	,									
	C \ /i	_ C V	10									

6号様式(	第 1 徐関係	<del>(</del> )								
			奈良市都	祁交流センター(	吏用料減	免申請記	E			
								受 付		号
(あて先	;)奈良市長	Ę							年	日
			使用者	住 所 <u></u> 団体名						
				氏名又は代表						
				電話	(	)				
次のとお	り、奈良市	<b>う都祁交流</b> も	マンターの使用	用料の減免を受け	けたいの	で申請し	<b>)ます。</b>			
使	用	目	的							
使	用	内	容							
使	用	日	時	年	月	日	午前午後	時	分から	
IÇ.	т	н	и	年	月	日	午前 午後	時	分まで	
主	偣	É	者							
使用承	《認の年月	日及び承認	播号	年		月	日	・第		号
減	<b>免</b> の	) 理	曲							
注意事項 使用承認	書及び使用	]変更承認書	i i e を添付して・	ください。						
	<del> </del>			-						

第7号様式(第11条関係)

### 奈良市都祁交流センター使用料減免決定通知書

使用者 住 所

 団体名

 氏名又は代表者名

 様

電 話 ( )

奈良市都祁交流センターの使用料の減免については、奈良市都祁交流センター条例第8条の規定に基づき、割減額・免除することを決定しました。

奈良市長

使	用	目	的							
使	用	内	容							
使	用	B	時	年	月	日	午前午後	時	分から	
	, is	I		年	月	日	午前 午後	時	分まで	
主	偣	Ē	者							
使用承	<b>ミ認の年月</b>	日及び承記	忍番号	年	ļ	∄	日	• 第		뮥
減	免 <i>0</i>	)  理	曲							

通	知	第		号
		年	月	日

笠 o 口 世 土 / 笠 4 65 間 店 v		

第8号様式(第12条関係)		

奈良市都祁交流センター使用料還付申請書

受 付 第 年 月 日

(あて先)奈良市長

使用者 住 所

団体名

氏名又は代表者名

電 話 ( )

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用料の還付を受けたいので申請します。

使月	使用承認の年月日及び承認番号						年	,	月	日	•	第	巾
使	用	料系	纳石	年	月	日	年	J	目	日			
納		付		済		額							田
還	付	申	請	Ø	理	曲							

#### 還付の内訳

奈良市都祁交流センター条例第9条本文の規定を適用し、還付しません。

奈良市都祁交流センター条例施行規則第 12条第 1 項第 を還付します。

号の規定を適用し、使用料

# 注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

通	知	第		号
		年	月	日

円

第9号様式(第12条関係)

奈良市都祁交流センター使用料還付決定通知書

使用者

住 所

団体名

氏名又は代表者名

樣

電話 )

奈良市都祁交流センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

奈良市長

円

,	使用承認の年月日及び承認番号					年	月	日	•	第	号		
,	使用	料	納	付	年	月	日	年	月	日			
:	納	付		j	済		額						円
:	還(	力 申	誩	青 (	ወ	理	由						

#### 還付の内訳

奈良市都祁交流センター条例第9条本文の規定を適用し、還付しません。

奈良市都祁交流センター条例施行規則第 12条第 1 項第 号の規定を適用し、使用料\_\_\_\_

を還付します。

通	知	第		号
		年	月	日

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市針テラス情報館条例施行規則をここに公布する。 平成 17年3月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 21号

奈良市針テラス情報館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市針テラス情報館条例(平成17年奈良市条例第41号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 情報館の開館時間は、次のとおりとする。
  - (1) 4月から 10月まで 午前 9 時から午後 6 時まで
  - (2) 11月から3月まで 午前9時から午後5時まで
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、開館時間を変更することがある。 (休館日)
- 第3条 情報館の休館日は、12月 31日から翌年1月4日 までとする。
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開 館することがある。

(使用の承認等の申請)

- 第4条 条例第5条第1項の規定により情報館の使用承認 を受けようとする者は、奈良市針テラス情報館使用承認 申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければなら ない。
- 2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市針テラス情報館使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の申請書の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下 使用日」という。)の属する月の初日前6 箇月に当たる日から使用日前5日に当たる日までの間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用承認書の交付等)

- 第5条 市長は、情報館の使用を承認し、又は承認に係る 事項の変更を承認した場合は、奈良市針テラス情報館使 用(変更)承認書(別記第3号様式。以下 承認書」と いう。)を交付するものとする。
- 2 使用者は、情報館の使用に当たっては、承認書を携帯 し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければ ならない。

(使用期間)

第6条 情報館の使用期間は、引き続き6月を超えること はできない。ただし、市長が必要と認めたときは、この 限りでない。

(使用の取消し)

第7条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、奈良市針テラス情報館使用取消届(別記第4号様式。以下 使用取消届」という。)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。

(使用料の還付)

- 第9条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 条例第6条第1項第3号又は第4号に該当し、使用 することができなくなった場合 100分の100
  - (2) 使用者から使用日前 30日前までに使用取消届があった場合 100分の 50
- 2 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、奈 良市針テラス情報館使用料還付申請書(別記第5号様式) に承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市針テラス情報館使用料還付決定通知書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(損傷等の届出)

第 10条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、 直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (使用終了の届出)

第1条 使用者は、情報館の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、情報館の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

밁	=-	

第1号様式(第4条関係)

奈良市針テラス情報館使用承認申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 氏 名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所電 話

次のとおり、奈良市針テラス情報館PR展示コーナーを使用したいので申請します。

使用年月日	年	月	日 ~	年	月	日
使用目的				用幅又は 用面積		m m
使 用 内 容 の 概 要						
使 用 料					円	

## 注意事項

- 1 使用年月日は、準備及び撤去の日も含めてください。
- 2 使用内容の概要については、具体的に記入してください。
- 3 使用料は、月単位で算定します。
- 4 太線内のみ記入してください。

第2号様式(第4条関係)

奈良市針テラス情報館使用変更承認申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

使用者 氏 名

(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住所電話

次のとおり、奈良市針テラス情報館PR展示コーナーの使用変更承認を受けたいので申請します。

変使用	更更初日	事理	項 由		年	,	=	日	Š	É	É	<b>F</b>	Ę F	号	号	号
使用承	認日及	及び承認	番号		年	J	目	日・	第				£	号	号	号
摘			要													

# 注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書を添付してください。

年 月 日

至 3	₹日様式	(筆4条・筆5	冬・笋7冬 - 笋	59条関係)

奈良市針テラス情報館使用(変更)承認書

氏 名 様 (団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所

電話

奈良市長

ED

年 月 日付けで申請のあった奈良市針テラス情報館PR展示コーナーの使用(変更)については、次のとおり承認します。

使	用年月	日	年	月	日	~	年	月	日	
使	用目	的				使用幅又使用面	積			m m³
使	用	料						Ħ		
承	認条	件								
備		考								

4号様式(	(第7条	<b>条関係</b>	Ŕ)											
					奈臣	見市針テ	ラス情報館	使用取	八消届		左			日
(あてタ	先) 奈良	良市县	Ē								+		'n	Ц
					ſŝ	吏用者	氏 名 (団体の 住 所 電 話	場合は	その名称	か及び代	表者氏名	፭)		
使用にこ				日付り取り消			号で承認 出ます。	<b>!</b> のあっ	た奈良で	お針テラ	え情報館	官PR馬	<b>ミ</b> 示コ・	-ナーの
使	用	年	月	日		年	月		日 ~		年		月	日
取	消	}	理	由										
備				考										
注意事項使用承記	忍書を済	添付し	<b></b>	ださい。										

号外第 9 号	奈良	市公	<b>新</b>			曜日)	241
第5号様式(第9条関係)							
	奈良市針テラス情	青報館使用料	4還付申請書				
					年	月	日
(あて先)奈良市長							
		氏 名 (団体の場	合はその名称	乃75代表者	氏名 )		
		住所	_ 16 C 0710.	ZOTVKE	и п )		
		電話					
\	14th b B B B B B B B B B						
次のとおり、奈良市針テラス情報	が PR展示コーナ	ーの使用料	の還付を甲請	します。			
承認番号	第	号	承 認 年	月日	年	月	日
還付を受けよ							
うとする理由							
既納額		円	還付申	請額			円
決定内容		a.\= /-					
奈良市針テラス情報館条例 奈良市針テラス情報館条例				こり既納の係	<b></b> 使用料の 100	分の	を
還付します。							
還付決定額					円		
注意事項							
1 太線内のみ記入してください	l <sub>o</sub>						

2 使用承認書を添付してください。

5号様式(第9条関係)						
	奈良市針テラス情報館の	吏用料设	<b>還付決定通知書</b>	年	月	日
氏 名 (団体の場合はその名称及 主 所 電 話	様 び代表者氏名)					
		奈	良市長		EJ	]
奈良市針テラス情報館P	R展示コーナーの使用料の還付	につい	ては、次のとおり決策	としました	-0	
承 認 番 号	第	号	承認年月日	∃	年 月	日
還付を受けようとする理由						
既 納 額		円	還付申請額	預		円
	報館条例第8条本文の規定によ 報館条例施行規則第9条第1項			の使用料の	の 10分の	ŧ
還付決定額				円		

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市温泉施設条例施行規則をここに公布する。 平成 17年3月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 22号

奈良市温泉施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

- 第2条 温泉施設の開場時間は、次のとおりとする。
  - (1) 月ヶ瀬温泉は、午前 10時 30分から午後 9 時までとする。ただし、入場は、午後 8 時 30分までとする。
  - (2) フィットネスバードは、午前 10時から午後9時までとする。ただし、入場は、午後8時30分までとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開場時間又は入場時間を変更することがある。 (休場日)
- 第3条 温泉施設の休場日は、次のとおりとする。
  - (1) 月ヶ瀬温泉
    - ア 第1及び第3火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
    - イ 6月及び12月の第1火曜日の翌日
    - ウ 12月 30日から翌年 1月 1日まで
  - (2) フィットネスバード
    - ア 1月から4月まで及び6月から10月までの末日 (その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、 その日前において、その日に最も近い休日でない日)
    - イ 5月及び1月の末日に最も近い連続する2日間で、 そのいずれもが土曜日又は日曜日に当たらない日
    - ウ 12月 31日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することがある。

(回数券)

- 第4条 条例第4条第2項に規定する回数券の種類及び額 は、次のとおりとする。
  - (1) 大人券(12枚つづり) 6,000円
  - (2) 小人券(12枚つづり) 3,000円(会員)
- 第5条 条例第6条第1項に規定する会員になろうとする 者は、年会費の支払いの際、運転免許証その他住所が確 認できる書面を提示しなければならない。ただし、法人 については、この限りでない。
- 2 会員に会員カードを交付する。
- 3 会員は、フィットネスバードを利用するときは、会員 | の一部を次のように改正する。

カードの提示 (法人にあっては、法人向け施設利用券の提出)をしなければならない。

(損傷の届出)

第6条 利用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、 直ちにその旨を係員に届け出て、その指示に従わなけれ ばならない。

(職員)

第7条 月ヶ瀬温泉に必要な職員を置く。

(その他)

第8条 この規則に定めるほか、温泉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則をここに公布する。 平成 17年3月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 23号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市月ヶ瀬観光会館条例(平成17年奈良市条例第43号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15 分までとする。
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、開館時間を変更することがある。 (休館日)
- 第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 木曜日
  - (2) 12月 29日から翌年1月3日まで
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若 しくは開館することがある。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し 必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年3月30日掲示済)

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

# 奈良市規則第 24号

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則 なら奈良館条例施行規則(平成 12年奈良市規則第 72号) )一部を次のように改正する。 第3条第1項を次のように改める。

館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。 Nt 即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 25号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則 奈良市中小企業資金融資規則(昭和39年奈良市規則第15 号)の一部を次のように改正する。

第8条中 別記第1号様式」を 別記様式」に改める。 第9条第3項及び第4項を削る。

第 10条第 2 項中 「、奈良市中小企業資金融資保証決定報告書(別記第 4 号様式)により」を削る。

別記第2号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則 第9条及び第10条第2項の規定は、この規則の施行の 日以後の申請に係る分から適用する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 26号

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市農林漁業体験実習館条例(平成 17年奈良市条例第46号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

- 第2条 体験実習館の休館日及び開館時間は、管理受託者 があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間 を定めたときは、館内において体験実習館を利用する者 の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第5条第1項の規定による届出は、体験実習 館に備付の利用届出簿に必要事項を記入することにより 行わなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、体験実習館の管理 に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市農産物加工センター条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 27号

奈良市農産物加工センター条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市農産物加工センター条例(平成 17年奈良市条例第47号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

- 第2条 加工センターの休館日及び開館時間は、管理受託 者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間 を定めたときは、加工センター内において利用者の見や すい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、加工センターに備付の利用届出簿に必要事項を記入することにより行わなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、加工センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 28号

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市伝統的家屋交流施設条例(平成 17年奈良市条例第49号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

- 第2条 交流施設の休館日及び開館時間は、管理受託者が あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 2 管理受託者は、前項の規定により休館日及び開館時間 を定めたときは、交流施設内において利用者の見やすい 場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、交流施設

に備付けの利用届出簿に必要事項を記入することにより 行わなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、交流施設の管理に 関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規 則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 29号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施 行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市広場等利用施設及び観光農園 管理施設条例(平成17年奈良市条例第50号。以下 条 例」という。)の施行について必要な事項を定めるもの とする。

(開場期間)

- 第2条 広場利用施設の開場期間は、管理受託者があらか じめ市長の承認を得て定める。
- 2 管理受託者は、広場利用施設の開場期間を定めたときは、広場利用施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、広場利用 施設に備付の利用届出簿に必要事項を記入することによ り行わなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、広場利用施設の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 30号

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の 一部を改正する規則

奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和 48年奈良市規則第4号)の一部を次のように改正する。 別表第1農道整備事業の項を次のように改める。

農道整備 事業 農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業

10分の25

中山間地域総合整備事業

10分の33.34

附目

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 31号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 奈良市建築基準法施行細則(平成元年奈良市規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第6条の3を第6条の5とし、第6条の2を第6条の4 とし、第6条の次に次の2条を加える。

(施行規則第1条の3第10項第3号の規定により市長が規則で定める場合)

- 第6条の2 施行規則第1条の3第10項第3号の規定に より市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第 29条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 9 号及び第 10号に掲げる開発 行為に係るものである場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、施行規則第1条の3第10 項に規定する書面に相当する書類が添付されている場合
- 2 前項の規定は、市長が施行規則第1条の3第10項に 規定する書面を必要と認める場合については、適用しな

(施行規則第1条の3第11項第4号の規定により市長が規則で定める場合)

- 第6条の3 施行規則第1条の3第11項第4号の規定により市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第 29条第 1 項第 4 号から第 10号までに掲げる開発行為に係るも のである場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、施行規則第1条の3第11 項に規定する書面に相当する書類が添付されている場合
- 2 前項の規定は、市長が施行規則第1条の3第11項に 規定する書面を必要と認める場合については、適用しな い。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 32号

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市都市景観条例施行規則(平成2年奈良市規則第21 号)の一部を次のように改正する。

第 11条第 1 号中 第 56条の 10第 1 項」を 第 78条第 1 項」に、第 69条第 1 項」を 第 109条第 1 項」に、第 70 条第 1 項」を 第 110条第 1 項」に改める。

第 17条第 14号中 第 56条の 10第 1 項」を 第 78条第 1 項」に、第 57条第 1 項」を 第 92条第 1 項」に、第 69条第 1 項」を 第 109条第 1 項」に、第 70条第 1 項」を 第 110条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則をここに公 布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 33号

奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則 (趣旨)

- 第1条 この規則は、奈良市開発許可の基準に関する条例 (平成17年奈良市条例第11号。以下 条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (条例第2条第1項第3号の規則で定める道路の幅員) 第2条 条例第2条第1項第3号の規則で定める区域内の 主要な道路の幅員及び当該道路が接続する区域外の道路 の幅員は、6メートル(災害の防止、通行の安全等に支 障がないと認められる場合にあっては、おおむね4メートル)以上とする。
  - (条例第2条第1項第5号及び条例第4条第1項第1号 の規則で定める区域)
- 第3条 条例第2条第1項第5号及び条例第4条第1項第 1号の規則で定める区域は、次に掲げるものとする。
  - (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条 第1項の規定により指定された地すべり防止区域
  - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
  - (4) 農地法 (昭和 27年法律第 229号) 第4条第2項第1 号口に掲げる農地
  - (5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44年法律 第 58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
  - (6) 文化財保護法(昭和 25年法律第 214号)第 109条第 1項に規定する史跡名勝天然記念物に係る地域
  - (7) 森林法 (昭和 26年法律第 249号)第 25条第1項本 文又は第 25条の2第1項の規定により指定された保 安林(同法第 30条及び第 30条の2の規定により告示

された保安林予定地を含む。) の区域

- (8) 自然公園法(昭和 32年法律第 161号)第 13条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (9) 古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法 (昭和 41年法律第1号)第6条第1項の規定により定 められた歴史的風土特別保存地区
- (10) 奈良県立自然公園条例(昭和 41年 12月奈良県条例 第 23号)第 10条第1項の規定により指定された特別 地域
- (11) 奈良県文化財保護条例(昭和 52年 3 月奈良県条例 第 26号)第 38条第1項に規定する県指定史跡名勝天 然記念物に係る地域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法施行令(昭和 44年政令第158号)第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域として市長が定める区域

(条例第2条第3項及び条例第4条第3項の規定による 告示の方法等)

- 第4条 条例第2条第3項(同条第4項及び条例第3条第 2項において準用する場合を含む。)及び条例第4条第 3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規 定による告示は、市役所前掲示板に掲示して行うものと する。
- 2 条例第2条第3項(同条第4項及び条例第3条第2項 において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲 げる図書を、都市整備部開発指導課において公衆の縦覧 に供するものとする。
  - (1) 告示の内容を記載した書類
  - (2) 土地の区域(建築物の用途を指定する場合にあっては、当該指定に係る土地の区域を含む。次条において同じ。)の位置図(縮尺 20,00分の1以上のもの)
  - (3) 土地の区域の区域図(縮尺5,00分の1以上のもの) (条例第3条第1項第3号の規則で定める建築物)
- 第5条 条例第3条第1項第3号の規則で定める建築物は、 次に掲げるものとする。
  - (1) 建築基準法(昭和 25年法律第 201号)別表第2 (ろ) 項第2号に掲げる建築物
  - (2) 建築基準法別表第2 (は)項第5号及び第6号に掲げる建築物
  - (3) 研究所、事務所及び倉庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの
  - (4) 工場(建築基準法別表第2(と)項第3号、(り)項第3号及び(ぬ)項第1号に掲げるものを除く。)で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のものに限る。)
  - (5) 当該地域の産業の振興に寄与するものとして市長が 定める事業を営む工場で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のものに限る。)

(条例第5条第1項第4号の規則で定める事項)

第6条 条例第5条第1項第4号の規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

- (1) 土地利用計画の名称及び区域
- (2) 土地利用計画の目標
- (3) 土地利用の基本方針
- (4) 次に掲げる区域
  - ア 自然環境の保全を図るべき区域
  - イ 森林として保全を図るべき区域
  - ウ 農地として保全を図るべき区域
  - エ 集落として生活環境の保全を図るべき区域
  - オ 地域の活性化に資するため機能の整備を図るべき 区域
- (5) その他市長が必要と認める事項

(条例第5条第2項の規則で定める図書)

- 第7条 条例第5条第2項の規則で定める図書は、次に掲 げる図書とする。
  - (1) 特別指定区域の位置図(縮尺 25,00分の1以上のもの)
  - (2) 特別指定区域の区域図(縮尺 2,50分の 1以上のもの)
  - ③ 次に掲げる区域を明らかにした土地利用計画図
    - ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域
    - イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調 和した地域環境の形成を図るべき区域
    - ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調 和した地域環境の形成を図るべき区域
    - エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべ き区域
    - オ 地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域
  - (4) 関係住民及び利害関係人の意見書
  - (5) 団体の規約等
  - (6) 役員名簿
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17年4月1日から施行する。 (奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部改正)
- 2 奈良市開発行為等の規制に関する規則(平成2年奈良 市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中 閣市計画法施行令第31条ただし書の規定による面積等を定める条例(平成15年奈良市条例第21号)」を 除良市開発許可の基準に関する条例(平成17年奈良市条例第11号)、奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則(平成17年奈良市規則第33号)」に改める。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 34号

奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則 奈良市消防職員委員会規則(平成8年奈良市規則第51 号)の一部を次のように改正する。

第4条中「14人」を「16人」に改め、同条第2号中「10人」を「12人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第 39条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 17年 3 月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市規則第 35号

市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則及び地方公営企業法第 39条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則(市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正)

第1条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する 規則(昭和28年奈良市規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

本則第1号中 「いた」の次に 「及び理事」を加え、本則第2号中 「及び参事」を「、参事及び浄水場長」に改め、本則第3号中「、室長及び西部営業所長」を削り、本則第4号中 「生幹」を「室長、西部営業所長及び主幹」に改める。

(地方公営企業法第 39条第 2 項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則(昭和41年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中 幣長」の次に 吸び理事」を加え、本 則第2号中 吸び参事」を「、参事及び浄水場長」に改 め、本則第3号中「、室長及び西部営業所長」を削り、 本則第4号中 住幹」を 室長、西部営業所長及び主幹」 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年3月30日掲示済)

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 36号

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和 55 年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村及び都 祁村において行われているシステム処理は、当該編入の 日以後においては、この規則の規定により決定され、市 長の決裁を受けたシステム処理とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 37号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第 15条の 2 第 2 項中 第 4 号」を 第 5 号」に改め、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中 (4月1日から翌年の 3 月 31日までをいう。)」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤嘱託職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。第6号において同じ。)において5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤嘱託職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間)の範囲内の期間

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市職員公舎管理規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 38号

奈良市職員公舎管理規則の一部を改正する規則 奈良市職員公舎管理規則(昭和 56年奈良市規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名 称	位置
月ヶ瀬職員公舎	   奈良市月ヶ瀬尾山 2,790番地

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

名 称			入居費
月ヶ瀬職員公舎	月	額	12,000円

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 39号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正 する。

別表第1の8級の項から1級の項を次のように改める。

	U \ /	,	
8	級	1	課長又は室長の職務
		2	主幹の職務
		3	消防署長の職務
		4	消防副署長の職務
9	級	1	相当の経験を有する課長又は室長の職務
		2	相当の経験を有する主幹の職務
		3	選挙管理委員会事務局長の職務
		4	農業委員会事務局長の職務
		5	相当の経験を有する消防署長の職務
		6	文化財防災官の職務
		7	高等学校事務長の職務
		8	中部公民館長又は西部公民館長の職務
		9	月ヶ瀬診療所長の職務
10	級	1	部長の職務
		2	部次長の職務
		3	参事の職務
		4	人権文化推進室長の職務
		5	保健所次長の職務
		6	JR奈良駅周辺開発事務所長の職務
		7	西部出張所次長の職務
		8	監査委員事務局長の職務
		9	生涯学習センター館長の職務
		10	中央図書館長又は西部図書館長の職務
		11	議会事務局次長の職務
11	級	1	相当の経験を有する部長の職務
		2	理事の職務
		3	保健所長の職務

- 4 議会事務局長の職務
- 5 消防長の職務
- 6 西部出張所長の職務
- 7 都祁診療所長の職務

8 行政センター所長の職務

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和42年奈良市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中

「 西部出張所長を 」 西 部 出 張 所 長 都 祁 診 療 所 長 に、 行 政 セ ン タ ー 所 長

北部出張所長を

北 部 出 張 所 長 月 ヶ 瀬 診 療 所 長

主幹

 主
 幹

 国際交流室長

 国民年金室長

に改め、同表学校その他

の教育機関の項を次のように改める。

学校その他の教育機 生涯学習センター館長 給料月額に100分の18を乗じて得た額 関 中 央 义 書 館 長 西 部 义 書 館 長 学 校 事 務 給料月額に100分の15を乗じて得た額 等 長 高 生涯学習センター次長 中 部 公 民 館 長 西 部 民 館 長 主 幹 給料月額に100分の12を乗じて得た額 西 部 館 長 給料月額に100分の10を乗じて得た額 図 次 北 部 义 館 長 主 查

を

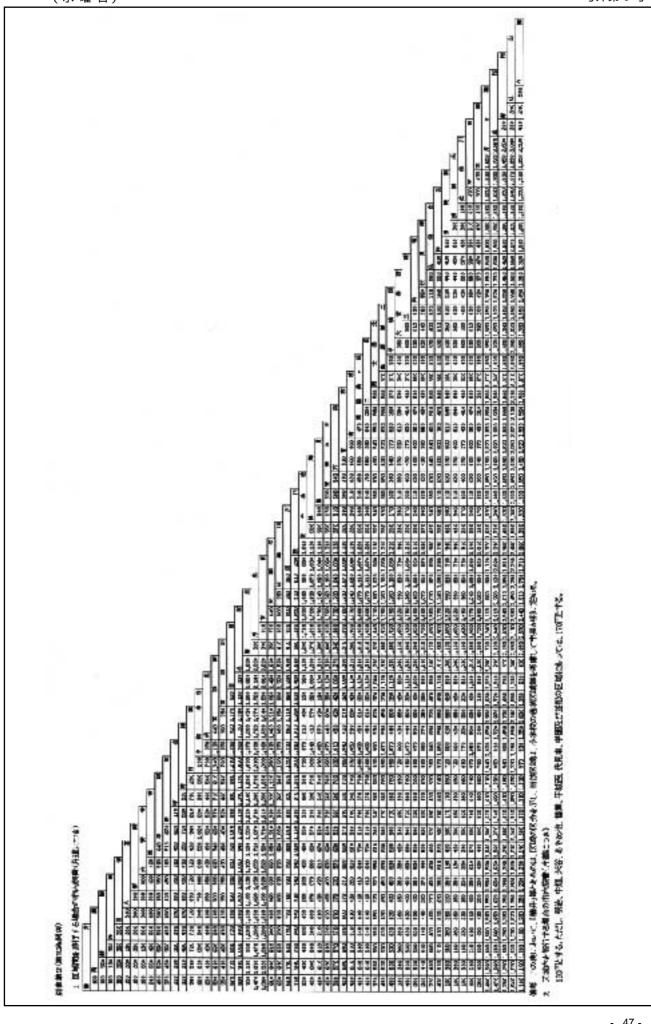
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和28 年奈良市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1往診手当の項中 職員」を 医師である職員」 に改める。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和27年 奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。 別表第2を次のように改める。



附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 40号

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 奈良市社会福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市規則第 41号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例(平成 16年奈良市条例第54号。以下 条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 センターの開館時間は、次項に定めるものを除き、 午前9時から午後5時までとする。ただし、第2・第4 土曜日は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 条例第3条第3号に掲げる事業に実施に係る開館時間 は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 市長は、特に必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、開館時間を変更することがある。 (休館日)
- 第3条 センターの休館日は、次項に掲げるものを除き、 次のとおりとする。
  - (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号) に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)
  - (3) 12月 29日から翌年1月3日まで
- 2 条例第3条第3号に掲げる事業の実施に係る休館日は、

次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月 29日から翌年1月3日まで
- 3 市長は、特に必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部又は一部を休館し、若しくは開館することがある。 (使用承認の申請)
- 第4条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用承認を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用(使用変更)承認申請書(別記第1号様式。以下 承認申請書」という。)2通を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 次に掲げる施設を使用しようとする者は、前項の規定 にかかわらず、口頭等により使用承認の申請をするもの とする。
- (1) パターゴルフ場
- (2) グラウンドゴルフ場
- 3 前2項の申請の受付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日において行う。 ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
  - (1) 談話室、料理実習室、会議室、ゲートボール場、ミニグラウンド又はグラウンド(多目的広場)を使用する場合

使用しようとする日の1月前から3日前までの間

(2) パターゴルフ場又はグラウンドゴルフ場を使用する 場合

使用しようとする日

4 第1項の申請の受付時間は午前9時から午後5時までとし、第2項の申請の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(使用承認)

- 第5条 指定管理者は、センターの使用を承認したときは、 前条第1項の規定により提出された承認申請書のうち1 通に承認印(別記第2号様式)を押して申請者に交付す るものとする。
- 2 指定管理者は、前条第2項の申請を承認したときは、 前項の規定にかかわらず、奈良市月ヶ瀬福祉センター使 用券(別記第3号様式。以下 使用券」という。)を申 請者に交付するものとする。

(承認書等の携帯)

(使用変更又は取消し)

- 第7条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする ときは、承認申請書2通に承認書を添えて指定管理者に 提出しなければならない。
- 2 使用者は、センターの使用を取り消そうとするときは、

その旨を指定管理者に届け出なければならない。 (使用料の納付)

第8条 使用者は、承認書又は使用券の交付を受ける際、 使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免申請書(別記第4号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定したときは、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免決定通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。 (使用料の還付)
- 第10条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 条例第6条第1項第3号及び第4号に該当し、使用 することができなくなった場合 100分の100
  - (2) 談話室、料理実習室、会議室、ゲートボール場、ミニグラウンド又はグラウンド(多目的広場)の使用については、使用者から使用しようとする日の前日までに第7条第2項の規定による使用の取消しの届出があった場合 100分の50
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付申請書(別記第6号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定したときは、奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付決定通知書(別記第7号様式)を申請者に交付するものとする。 (損傷等の届出)
- 第 1条 センターを利用する者は、センターの資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用終了の届出)

- 第 12条 使用者は、センターの施設の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。 (補則)
- 第 13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に 関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記	

第1号様式(第4条-第10条関係)

年 月 日

奈良市月ヶ瀬福祉センター使用 (使用変更) 承認申請書

(あて先)指定管理者

氏 名 (団体の場合はその名称及び代表者氏名) 住 所 電 話

次のとおり奈良市月ヶ瀬福祉センターを使用(使用変更)したいので申請します。

	用 変 更										
使	用	日	時				日(			寺から	
					年	月	日(	曜日)	B	きまで	
使	用	人	数					人			
使	用責	<b>責</b> 任	者	住所 氏名 電話							
庙	用室	. M	i ‡Ω	談話室			料理実習室		会議室		
IX.	/n ±	,, i	S DX	ゲート	ボール場		ミニグラウン	ノド	グラウン	ノド	
摘			要								
使	F	Ħ	料					円十	承	認	印
承	認	条	件								

太線内のみ記入してください。

時から 時まで 田 (団体の場合はその名称及び代表者氏名) Ш Ш 皿 皿 次のとおり、奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の減免を申請します。 卅 一層 卅 奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免申請書 承認年月日 納付済額 Ш Ш 加 所 話 出 世 田 皿 皿 叩 次の欄には記入しないでください。 卅 卅 無 第4号様式(第9条関係) (あて先) 奈良市長 ·施設 巾 欪 † 1/0 額 (2) 図 なる 嘂 細 Ш 伀 ₩ ₩ 使用室 Щ 憑 囝 減よ理免う由 굆 胀 承 闽 문 奈良市月ヶ瀬福祉センター 凼 使用券 田田 ₽. 툯 皿 卅 使用施設名 使用日 使用料 第8条-第10条関係) (指定管理卷段) 七 叩 使用副券 奈良市月ヶ瀬福祉センター 呕 ₽. 第6条 茶 紙 皿 第2号様式(第5条関係) 第3号様式 (第5条、 枡 使用施設名 使用日 使用料

第5号様式(第9条関係)	条関係)					741	第6号樣式(第10条関係)	<b>子関係)</b>					
				無		卟					卅	田	Ш
				卅	町	ш							
	奈良市月ヶ瀬福	部センター	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料減免決定通知書	通知書				奈良市月ヶ瀬福祉	センター	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付申請書			
吊		茶					(あて先)奈良市長	<b></b> 1 1 1 1 1 1 1					
(団体の場合)	(団体の場合はその名称及び代表者氏名)	(表者氏名)											
住所									出	俇			
電話										(団体の場合はその名称及び代表者氏名)	称及び代	,表者氏	色
			奈良市長						钿	所			
		;								揾			
年 減免については、 減割減額・免別	年 月 日付けで申請のあった奈良市月ヶ瀬福祉センタては、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第9条の規定に基づき、免除することを決定しました。	で申請のあっ 冨祉センター ミしました。	った奈良市月ヶ瀬 -条例第9条の54	福祉センタ・ 3定に基づき、	- の使用料の、次のとおり	素の こ こ	次のとおり、系	奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の還付を申請しま	9-0億	5用料の還付を申請	します。		
承認番号	無	卟	承認年月日	车	A	Ш	承認番号	第		承認年月日	年	月日	ш
使用室・施設							使用をとりや						
	田	Щ		盟		時から	のに至・施設						
使用日時	-			I Į	-	)	還付を受けよ						
	井	月	) E	四四四四	_	時まで	うとする理由						
減免の理由							既納額		E	還付申請額			田
							決定内容						
減免額		田	納付済額			E	奈良市戶	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第9条本文の規定により遺付しません。	例第9条	ミ本文の規定により	還付しま	はん。	
次の欄には記		1.1%					奈良市月田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野田野	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第 10条第 1 項の規定により既納の使田料の 100分の 100を遺付します	阿施行表	<b>誢関第 10条第 1 頃の</b> )	規定によ	り既納	の使
									0				
決記內容							遍付決定	<b>容</b>			田		
							太線内のみ記/	太線内のみ記入してください。					

 $\mathbb{F}$ 良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第 10条第 1 項の規定により既納の使 中 田 ふが E Ш 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第9条本文の規定により還付しません。 次のとおり決定しま 皿 皿 第 年  $\mathbf{F}$ 卅 良市月ヶ瀬福祉センター使用料還付決定通知書 奈良市長 良市月ヶ瀬福祉センターの使用料の還付については、 皿 承認年月 乜 颲 体の場合はその名称及び代表者氏名) 田 巾 **用料の 100分の 100を週付します** 紙 号様式(第10条関係 蹈 施設 巾 使用をとりや 田 蹈 汜 決定内容 賦 爪 細 殎 加 所 話 6 めた室 勺 꽪 勺 尌 勺 出 住電 颲 怨 第7.

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市都祁福祉センター条例施行規則をここに公布する。 平成 17年3月31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 42号

奈良市都祁福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市都祁福祉センター条例(平成 17年奈良市条例第25号。以下 条例」という。)の施行 について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 センターの開館時間は、次のとおりとする。
  - (1) 多目的施設及び入浴施設以外の施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、6月1日から9月30日までの間(以下 夏期間」という。)は、午前9時から午後9時まで
  - (2) 多目的施設については、午前9時から午後5時まで。 ただし、夏期間は、午前9時から午後8時まで
  - (3) 入浴施設については、午前 11時から午後 4 時(入場は午後 3 時 30分)まで。ただし、夏期間は、午前 11時から午後 8 時(入場は午後 7 時 30分まで)
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定 にかかわらず、開館時間を変更することがある。 (休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号) に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)
- (3) 12月 29日から翌年1月3日まで。ただし、入浴施設は、12月 29日から翌年1月4日まで
- 2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することがある。 (使用承認の申請)
- 第4条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用承認を受けようとする者は、奈良市都祁福祉センター使用(使用変更)承認申請書(別記第1号様式。以下 承認申請書」という。)2通を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日の1月前から3日前までの間において行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(使用承認)

第5条 市長は、センターの使用を承認したときは、前条 第1項の規定により提出された承認申請書の1通に承認 印(別記第2号様式)を押して申請者に交付するものと する。

2 使用者は、センターを使用するときは、前項の規定により交付を受けた承認申請書(以下 「承認書」という。) を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用変更又は取消し)

- 第6条 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする ときは、承認申請書2通に承認書を添えて市長に提出し なければならない。
- 2 使用者は、センターの使用を取り消そうとするときは、 その旨を市長に届け出なければならない。

(入浴施設の利用方法)

第7条 入浴施設を利用する者は、あらかじめ奈良市都祁福祉センター入浴券(別記第3号様式。以下 「入浴券」という。)の交付を受けなければならない。

(使用料の納付)

第8条 使用者及び入浴施設を利用する者は、承認書又は 入浴券の交付を受ける際、使用料を納付しなければなら ない。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市都祁福祉センター使用料減免申請書(別記第4号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定したときは、奈良市都祁福祉センター使用料減免決定通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。 (使用料の還付)
- 第10条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 条例第6条第1項第3号及び第4号に該当し、使用 することができなくなった場合 100分の100
  - (2) 多目的施設、会議室、研修室又は和室の使用については、使用者から使用しようとする日の前日までに第6条第2項の規定による使用の取消しの届出があった場合 100分の50
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、奈良市都祁福祉 センター使用料還付申請書(別記第6号様式)に承認書 を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定したときは、奈良市都祁福祉センター使用料還付決定通知書(別記第7号様式)を申請者に交付するものとする。 (損傷等の届出)
- 第 1条 センターを利用する者は、センターの資料又は施 設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市 長に届け出なければならない。

(使用終了の届出)

- 第 12条 使用者は、センターの施設の使用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。 (補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に

関し必要な事項は、その都度市長が定める。 附 則

この規則は、平成 17年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条-第10条関係)

年 月 日

奈良市都祁福祉センター使用 (使用変更) 承認申請書

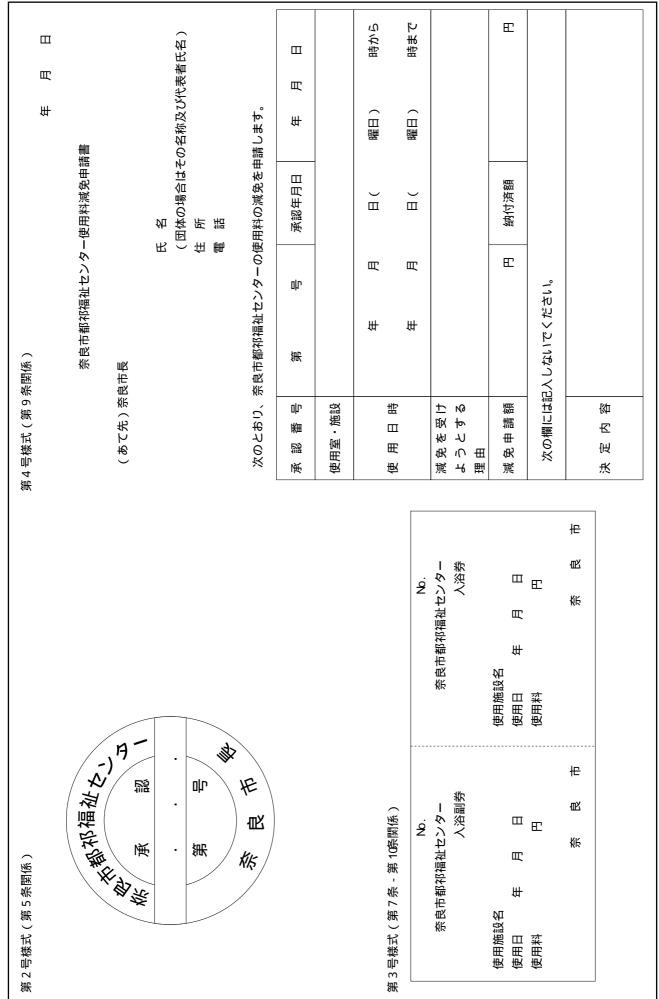
(あて先)奈良市長

氏 名 (団体の場合はその名称及び代表者氏名) 住 所 電 話

次のとおり奈良市都祁福祉センターを使用(使用変更)したいので申請します。

使 用 目 的 (変更理由)							
使 用 日 時	年	月月	日(	曜日)		時から	
使 用 人 数				人			
使用責任者	住所 氏名 電話						
使用室・施設	多目的施設研修室		会議室和室				
摘要							
使 用 料				円	承	認	ЕР
承認条件							

太線内のみ記入してください。



			唯	<u>口)</u>																	ケバカ	1
	Ш						加				Ш					E			使用			
	田						法者氏				) H							٢٠٠	既納の			
	卅						が及び代			# ∳	卅							げしませ	おこれい		E	
			丰				その名			申請しま								より濁イ	頃の規類			
			滥付申				場合は			)還付を	承認年月日					還付申請額		規定に	祭第1			
			-使用#			吊	団	住所	電訊	吏用料の	承認							条本文の	視則第 9			
			たしろ			_			سي.	10-6	卟					田		例第99	例施行	0		
			奈良市都祁福祉センター使用料還付申請書							奈良市都祁福祉センターの使用料の還付を申請します。								ハター祭	ペーク/ 米 + +	9 9 9		در ا°
<b>孫</b>			奈良市	咝						市都祁	無							福祉セン	留社古いるを過ぎ	004 Jes		てくださ
				(あて先)奈良市長							卟	£ 5	×	- <del>1</del> 4	#	8頁		奈良市都祁福祉センター条例第9条本文の規定により遺付しません。	奈良市都祁福祉センター条例施行規則第9条第1項の規定により既納の使用料の40%の40を選付します	0,000	定額	太線内のみ記入してください。
 *式 (第				5て先)						次のとおり、	海	をといむない。	年・旭政	還付を受けよる エオス 踊力	田薫の 6	松	決定内容	紙	<ul><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*<td>4400</td><td>付決?</td><td>泉内のみ</td></li></ul>	4400	付決?	泉内のみ
第6号档				9						次0	承	使用を	多に筆	隠り	U N	踩					颲	¥
									4	H3 (∩			21	)	უ			E				
	叩	_						뮵	, ;	料の料の	Ш		時から	2 #	時に							
	ţa₽.	年 月							į	I のき 圏()	A											
	\$IUT	44	丰							Lセンタ 乳定に基	卅		四盟		置置							
			決定通					奈良市長	1	部祁福和 3 項の規	Ш							題				
			<b> 料減免</b>					紙	} {	条 7条第 8	承認年月			I 🛭	Ī			納付済額				
			ター使用	椞	£名)				-	Oののの でを とのまった。 とのまった。				· [	Ę			田				
			許セン・		代表者日				<del>!</del>	で 甲 お と か を 決 形 に	巾								17 L 1°			
			奈良市都祁福祉センター使用料減免決定通知書		?称及び				:	11年7月7日7日7日7日7日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日			卅	- #	#				ハでくた			
(第9条関係)			孫民		( 団体の場合はその名称及び代表者氏名)				[	年 月 日付けで甲請のあった奈艮市都祁福祉センターの使用料の減ては、奈良市都祁福祉センター条例第7条第3項の規定に基づき、次のとお割減額・免除することを決定しました。	無								次の欄には記入しないでください。			
(第9美					の場合				1	ては、。 割減額	畑	・施設		虚田		田町		松口	調には記		位	
第5号様式				田	(団体	住所				年 免については、。 り 割減額	承認	使用室,		使用		減免の理		減	次の権		张	
無										101		<u> </u>	I						I			

第7号様式 (第10条関係)	条関係)			無		卟
				卅	町	Ш
	奈良市都祁	哥祉センター(9	奈良市都祁福祉センター使用料還付決定通知書	知書		
吊		樣	- Velta			
<ul><li>(団体の場合</li><li>住所電話</li></ul>	(団体の場合はその名称及び代表者氏名) 住 所 電 話	代表者氏名)				
			奈 院 市 長			d <sub>3</sub>
奈良市都祁福	奈良市都祁福祉センターの使用料の遺付については、	用料の還付に		次のとおり決定しました。	まった	た。
承認番号	無	卟	承認年月日	曲	田田	ш
使用をとりや めた室・施設						
還付の理由						
民无 約 客頁		E	還付額			田
決定內容						
	都祁福祉センタ	'一条例第9条	奈良市都祁福祉センター条例第9条本文の規定により遺付しません。	り還付しま	Ęγ°	
奈良市 料の 100g	奈良市都祁福祉センター条料の 100分の 100分 100分 100分 100分 100分 100分 10	'一条例施行規'ます。	奈良市都祁福祉センター条例施行規則第9条第1項の規定により既納の使用の 100分の 100を還付します。	の規定によ	: 1.) 既約	りの使用
還付決定	路			E		

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市規則第 43号

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則 奈良市福祉奨学金支給規則(昭和 60年奈良市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 学校教育法(昭和 22年法律第 26号)に規定する高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。) 若しくは高等専門学校又はこれらに準ずる学校(市長が指定したものに限る。)(以下 高等学校」という。) に在学していること。

第2条第2項第1号中 又は大学」を削る。

第3条を次のように改める。

(福祉奨学金の額)

第3条 福祉奨学金の額は、月額5,000円とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16年度においてこの規則による改正前の奈良市

福祉奨学金支給規則の規定に基づき、福祉奨学金の支給を受けた者(中途退学者を除く。)で同規則第2条第1項第1号イに該当するものに対する福祉奨学金については、同号イに規定する大学の修業期間内に限り、なお従前の例による。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

# 奈良市規則第 44号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 奈良市児童福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして (施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市規則第 45号

奈良市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規 則

奈良市老人憩の家条例施行規則(昭和 4年奈良市規則第70号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中 別用許可を」を 別用承認を」に、 別用許可申請書」を 別用承認申請書」に改め、同条第 2項中 別用許可」を 別用承認」に改める。

第5条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中 利用許可を」を 利用承認を」に、 利用許可書」を 利用承認書」に改める。

第6条第1項中 許可を」を 承認を」に、 利用変更 許可申請書」を 利用変更承認申請書」に改め、同条第2 項中 許可したとき」を 承認したとき」に、 利用変更 許可書」を 利用変更承認書」に改め、同条第3項中 許 可」を 承認」に改める。

別記第1号様式中

名様」を (あて先) 奈良市長」に、 許可」を 承認」 に、 許 可 番 号」を 承 認 番 号」に、 許可 第 号」を 承認第 号」に改める。

別記第2号様式中

所可塚認変更許可」変更承認」で、許可第 号」を 承認第

号」に、 許可します」を 承認します」に、 利用許可」を 利用承認」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、既に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 46号

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅介護支援センター運営事業実施規則(平成10 をここに公布する。

年奈良市規則第 34号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項に次の2号を加える。

- (17) 社会福祉法人大和会
- (18) 社会福祉法人広瀬福祉会

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

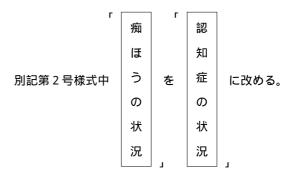
#### 奈良市規則第 47号

奈良市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (奈良市老人福祉法施行細則の一部改正)

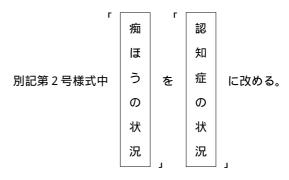
第1条 奈良市老人福祉法施行細則(平成14年奈良市規 則第51号)の一部を次のように改正する。

(奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部 改正)

第2条 奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則 (平成3年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正 する。



(奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部改正) 第3条 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成 12年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年3月31日掲示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 とここに公布する。 平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 48号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する 規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 49号

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する 規則

奈良市知的障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われている申請その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日掲示済)